

事務連絡
令和2年4月8日

各高齢者施設・住まい } 管理者様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」及び感染拡大防止の徹底について

国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和2年4月7日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）」に基づく緊急事態宣言を行いました。

このことにより、知事は、社会福祉施設等（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止その他感染防止のために必要な措置を講ずるよう要請することができることになりました。

しかし、社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要であることから、別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」に基づき、感染防止対策に留意の上、事業の継続を要請します。

各事業所においては、別添の国事務連絡を踏まえ、感染防止対策の徹底を行うようお願いいたします。

なお、本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますので御確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1039&topid=22>)

問合せ先

電話 (045)210-1111 (代表)

福祉施設グループ 森 (内線 4855)

保健・居住施設グループ 戸塚 (内線 4859)

在宅サービスグループ 辻 (内線 4841)